

## 釧路市世界自然遺産登録推進本部規約

## (設置)

第 1 条 阿寒湖及びその周辺地域の世界自然遺産への登録を総合的かつ効果的に推進するため、釧路市世界自然遺産登録推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 阿寒湖及びその周辺地域の世界自然遺産登録に係る総合調整に関すること。
- (2) 世界自然遺産登録に向けた運動の展開、普及啓発及び情報の発信に関すること。
- (3) 国及びその他の関係機関との協議調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか前条の目的達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び阿寒町行政センター長をもって充てる。
- 4 本部員は、総合政策部、市民環境部、産業振興部及び生涯学習部の長をもって充てる。

## (推進本部の総括等)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する順序により、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 推進本部の会議（以下「推進本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 推進本部は、過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 推進本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、本部長の決するところによる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

## (専門部会)

第 6 条 推進本部に、第 2 条各号に規定する事項について協議及び調整するため、釧路市世界遺産登録推進専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置く。

## (庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、総合政策部都市経営課において処理する。

## (委任)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附則

この規約は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

別表

総合政策部都市経営課長
総合政策部都市経営課長補佐
総合政策部市民協働推進課長
総合政策部市民協働推進課長補佐
市民環境部環境保全課長
市民環境部環境保全課湿地保全主幹
市民環境部環境保全課長補佐
産業振興部観光振興監
産業振興部阿寒観光振興課長
産業振興部阿寒観光振興課長補佐
阿寒町行政センター地域振興課長
阿寒町行政センター地域振興課長補佐
阿寒町行政センター阿寒湖温泉支所長
生涯学習部生涯学習課長
生涯学習部阿寒生涯学習課長
生涯学習部阿寒生涯学習課マリモ研究室長
生涯学習部阿寒生涯学習課長補佐
生涯学習部博物館長
生涯学習部博物館学芸主幹
生涯学習部博物館長補佐